

見附市告示第 17 号

地域計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画（案）について意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 7 日

見附市長 稲田 亮

1 縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 7 日から
至 令和 7 年 3 月 21 日まで

2 縦覧場所

見附市役所 農林創生課 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号
見附市役所 ホームページ

3 意見書の提出

（1）提出先

見附市役所 農林創生課 農政振興係

（2）提出方法

郵送、持参によることとし、ファクシミリ、インターネット及び電話での意見は受け付けられない。

（3）提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

（4）提出に当たっての注意事項

地域計画（案）に対する意見以外は提出できない。